平成２５年（フ）第４９７４号
埼玉県川口市芝4583－６　ファミールＫＳ105号室、住民票上の住所東京都練馬区中村北４丁目11番８号　ジュネス千川202
債務者　山梶　文夫
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９８２号
東京都杉並区和田３丁目８－５　ルトウール大島
債務者　林　　純司
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５００６号
神奈川県川崎市宮前区神木本町１丁目24－４
債務者　末平　知子
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０１５号
東京都板橋区高島平２丁目26―２―511
債務者　坪田　広志
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０１６号
東京都江東区北砂５丁目19―25―1204
債務者　小山　倫弘
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３１号
千葉県浦安市当代島１丁目23―27　第３大北コーポ102
債務者　正岡　恵美
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３２号
東京都立川市錦町６丁目23―10―125
債務者　田中　則之
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３５号
東京都江東区新大橋３丁目４－７－40Ａ
債務者　大橋　清美
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０４２号
東京都板橋区前野町４丁目48―６
債務者　高橋　茂幸
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０４４号
東京都台東区谷中２丁目３―16―102
債務者　フィルソン和子
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０４７号
東京都中野区弥生町３丁目24―４―107
債務者　山田　邦昭
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０４９号
東京都板橋区幸町31番６号　関沢方
債務者　中澤　イハ
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５０号
東京都北区赤羽西６丁目９－１－405
債務者　樋口　和江
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５１号
東京都江東区亀戸１－３―10―203、住民票上の住所栃木県日光市小代608
債務者　橋本　洋子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０６４号
東京都町田市山崎町1257―４
債務者　渡邊　慶朗
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０６５号
神奈川県川崎市中原区井田中ノ町34―30―406
債務者　三宅　匡江（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部